

参考 | 文京区バリアフリー基本構想推進協議会 設置要綱

26 文都都第 572 号	区長決定
一部改正 平成 27 年 3 月 26 日	部長決定
一部改正 27 文都都第 97 号 平成 27 年 5 月 29 日	部長決定
一部改正 27 文都都第 203 号 平成 27 年 7 月 16 日	区長決定
一部改正 28 文都都第 27 号 平成 28 年 4 月 1 日	部長決定
一部改正 2022 文都都第 239 号 令和 4 年 10 月 7 日	部長決定
一部改正 2024 文都都第 1245 号 令和 6 年 11 月 26 日	部長決定
最終改正 2024 文都都第 1805 号 令和 7 年 3 月 31 日	部長決定

(設置)

第 1 条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)第 26 条第 1 項の規定に基づき、文京区バリアフリー基本構想(以下「基本構想」という。)の実施に係る連絡調整を行うため、文京区バリアフリー基本構想推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想の進行管理に関すること。
- (2) 基本構想の改定に関すること。
- (3) 基本構想に基づく重点整備地区別計画の改定に関すること。
- (4) その他区長が必要があると認めた事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する委員 40 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体、高齢者団体等を代表する者
- (3) 公募区民
- (4) 関係行政機関
- (5) 施設管理者
- (6) 交通管理者
- (7) 関係事業者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要があると認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、特別な事情がある場合は任期を延長することができる。

- 2 委員の再任は妨げないものとする。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、第3条第1号に規定する学識経験者のうちから、委員が選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事)

第6条 協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、企画政策部長、福祉部長、都市計画部長、土木部長、企画政策部企画課長、企画政策部用地・施設マネジメント担当課長、福祉部福祉政策課長、福祉部障害福祉課長、都市計画部都市計画課長、土木部管理課長、土木部道路課長、土木部みどり公園課長及び教育推進部副参事(学校施設担当)の職にある者とする。

(意見聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市計画部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則 この要綱は、平成27年3月26日から施行する。

付則 この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

付則 この要綱は、平成27年7月16日から施行する。

付則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、令和4年10月7日から施行する。

付則 この要綱は、令和6年11月26日から施行する。

付則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

参考2 文京区バリアフリー基本構想推進協議会 委員名簿

(敬称略)

No.	区分	所属	氏名		
1	学識経験者	岩手県立大学 名誉教授	元田 良孝		
2		東京大学大学院 工学系研究科 建築学専攻 准教授	松田 雄二		
3	区民	障害者団体	文京区視覚しょうがい者協会	吉田 美奈子	
4			文京区肢体障害者福祉協会	松井 幸子	
5			文京区聴覚障害者協会	高岡 正	
6			文京区肢体不自由児者父母の会	住友 孝子	
7			文京区家族会	雄川 千枝子	
8			文京区知的障害者（児）の明日を創る会	賀藤 一示	
9			高齢者団体	文京区高齢者クラブ連合会	本間 君枝
10		商店街	文京区商店街連合会	寺澤 弘一郎	
11		町会	文京区町会連合会	上田 泰正	
12		地域員	文京区民生委員・児童委員協議会	佐古 陽子	
13		公募		鈴木 好美	
14		公募		谷中 匡子	
15		公募		柘植 直子	
16		公募		山本 司	
17		関係行政 機関	国	国土交通省 関東運輸局 交通政策部 共生社会推進課長	平井 靖範
18			東京都	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通政策担当課長	荒井 大介
19	施設 管理者	国道	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課 建設専門官	菊池 信久	
20		都道	東京都 建設局 第六建設事務所 補修課長	藤木 健太郎	
21		都立公園	東京都 建設局 東部公園緑地事務所 管理課長	五十嵐 純	
22	交通 管理者	警視庁	富坂警察署 交通課長	中藤 大樹	
23			大塚警察署 交通課長	青木 政博	
24			本富士警察署 交通課長	秋田 恵	
25			駒込警察署 交通課長	三浦 秀一郎	
26	交通 事業者	地下鉄	東京地下鉄株式会社 鉄道統括部 移動円滑化設備整備促進担当課長	倉本 広太郎	
27			東京都 交通局 総務部 技術調整担当課長	近藤 琢哉	
28		都営バス	東京都 交通局 自動車部 事業改善担当課長	内山 琢矢	
29		区コミュニティバス	日立自動車交通株式会社 運行部	坂口 央	
30	関係事業者	医療法人社団 龍岡会 高齢者あんしん相談センター本富士センター長	中谷 伸夫		

参考3 文京区バリアフリー基本構想推進協議会 幹事名簿

(敬称略)

No.	所属	氏名
1	文京区企画政策部長	新名 幸男
2	文京区福祉部長	鈴木 裕佳
3	文京区都市計画部長	鵜沼 秀之
4	文京区土木部長	小野 光幸
5	文京区企画政策部企画課長	川崎 慎一郎
6	文京区企画政策部用地・施設マネジメント担当課長	岡村 健介
7	文京区福祉部福祉政策課長	篠原 秀徳
8	文京区福祉部障害福祉課長	永尾 真一
9	文京区都市計画部都市計画課長	真下 聡
10	文京区土木部管理課長	橋本 淳一
11	文京区土木部道路課長	村岡 健市
12	文京区土木部みどり公園課長	高橋 彬
13	文京区教育推進部副参事（学校施設担当）	内山 真宏

文京区バリアフリー基本構想 最終評価

令和8(2026)年2月

発行／文京区

編集／都市計画部

〒112-8555

東京都文京区春日一丁目16番21号

電話 03-3812-7111 (代表)

本書で用いている地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用（承認番号：7都市基交測第169号）して作成した。地図の著作権は東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。無断複製を禁ずる。